

産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コース

助成金を活用して「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組みませんか？



佐賀労働局職業安定部

はじめに

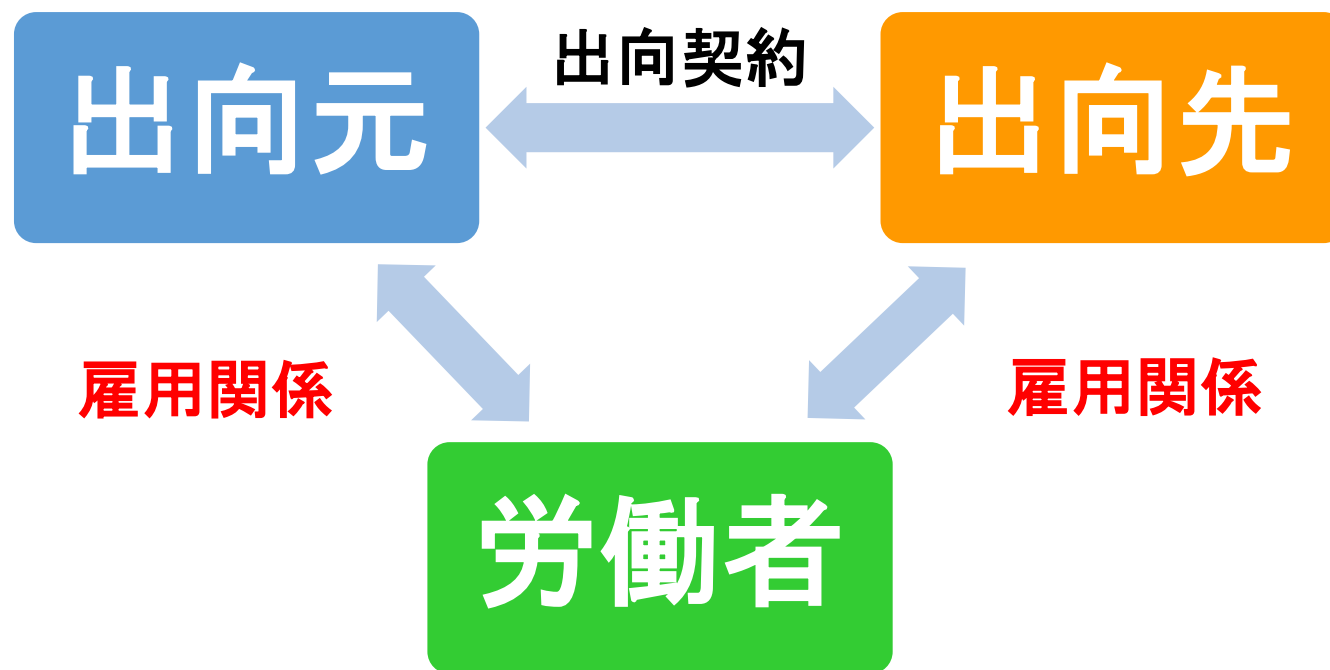
【在籍型出向】は、自社にはない実践での経験による新たなスキルを習得することが期待でき、企業の事業活動の促進に効果的です。

【産業雇用安定助成金スキルアップ支援コース】は、労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、出向元事業主に対して助成金が支給されます。

ぜひ、積極的にご活用ください。

在籍型出向とは？

 在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、出向先企業に一定期間継続して勤務することをいいます。





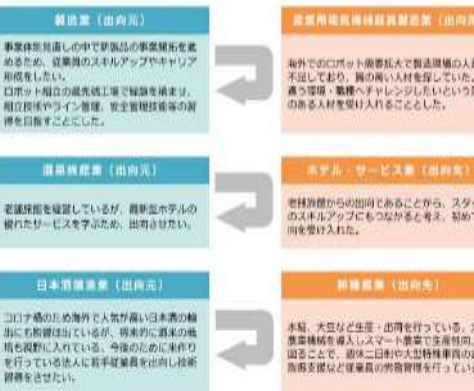
労働者のスキルアップにより 企業活動を促進し、雇用機会等の増大を 目的として実施する出向であること

受給までの流れ

- 1 出向元事業主と出向先事業主との契約^{※1}
労働組合などの調整
出向予定者の同意
- 2 出向計画（スキルアップ計画を含む）
提出・審判の確定^{※2}
- 3 出向の実施（1ヵ月間～2年間）
- 4 出向から帰郷（賃金上昇）^{※3}
- 5 支給申請^{※4}
助成金受給^{※5}（最長1年分）

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の待遇、出向先事業主の責任、出向元・出向先の賃金などの取扱い等について取り決めてください。
※2 出向元事業主が出向計画を申請し、出向計画の審判（労働部）を経て労働部が決定します。出向計画はハローワークへ提出してください。
※3 労働者の出向期間中6ヵ月間の毎月の賃金を出向先事業主と比較して1%以上上昇させる必要があります。
※4 出向期間中6ヵ月間の賃金上昇の割合から計算して2ヵ月以内に労働部が支給決定を行います。労働部が決定したハローワークへ提出してください。
※5 支給申請書に基づき、出向先事業主に助成金を支給します。

「在籍出向」の活用事例



申請・お問い合わせ先

助成金を受け取る側の事業者は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、下記のコールセンターまたは最寄りの労働部労働力局、ハローワークまでお問い合わせください。
※数値は目安です。詳細は「付録」の労働部労働力局センターページをご覧ください。

【雇用調整助成金、失業保険受給者支援センター】
電話番号 0120-000300 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を運営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。

ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

在籍型出向のメリット

ポイント

在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者によると、在籍型出向のメリットは主に以下が挙げられます※。

【出向元企業】 **能力開発効果**（59％）、**労働意欲の維持・向上**（63％）

【出向先企業】 **自社従業員の業務負担軽減**（75％）、**即戦力の確保**（52％）

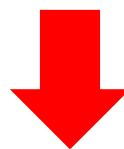
【出向労働者】 **能力開発・キャリアアップ**（57％）、**雇用の維持**（46％）

※産業雇用安定助成金企業へのアンケート調査（令和3年8月厚生労働省調べ）

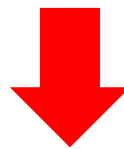
産業雇用安定助成金

◆スキルアップ支援コース

労働者の**スキルアップ**を目的に**在籍型出向**



出向から復歸した際の賃金を
出向前より**5%以上上昇**



「出向元事業主」に対し助成



助成対象となる「出向」とは？



助成金を活用して「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組みませんか

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主**に対しての助成金が支給されます。積極的にご利用ください。

助成対象となる「出向」とは？ 以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご利用ください。
助成金の詳細はガイドブックをご確認ください。

助成の内容 対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※1のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,355円※2/1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。
※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

条件例：
・ 出向元は中小企業
・ 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも9,000円
・ 出向元賃金負担 3,600円、出向元賃金負担 5,400円（出向元の賃金負担が4割）
・ 出向復帰後の賃金日額 9,450円

助成率：2/3
助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）
イ：3,600円
ロ：4,500円（9,000×1/2）となるため、低い額はイとなり、
具体的な金額は 3,600円×2/3 = 2,400円

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL041202改01

① 労働者の**スキルアップ**を目的とすること

② 出向した労働者は**出向期間終了後、元の事業所（出向元）**に戻って働くこと

③ 労働者の出向復帰後**6ヶ月間の各月の賃金**を出向前と比較し、いずれも**5%以上上昇**させること

支給対象となる要件（一例）



◆出向元事業主と出向先事業主との間で資本的、経済的、組織的
関連性からみて、独立性が認められること

※企業グループ内等の出向は助成対象となりません

◆対象労働者は雇用期間の定めのない労働契約を締結していること

支給対象となる要件（一例）



- ◆ 出向先事業で従事する業務が、労働者派遣事業における適用除外業務（港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務）のいずれにも該当しないこと
- ◆ 出向労働者ごとの出向期間が1ヶ月以上2年以内であって、出向終了後に出向元事業所に復帰するものであること

その他の要件については厚生労働省HPよりご確認ください

助成の内容

対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円※ ² / 1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- ・ 出向元は**中小企業**
- ・ 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも **9,000円**
- ・ 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
- ・ 出向復帰後の賃金日額 **9,450円**



助成率：2 / 3

助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）

イ：3,600円

ロ：4,500円（9,000円×1/2）となるため、低い額はイとなり、

具体的な金額は 3,600円×2 / 3 = **2,400円**

受給までの流れ

1

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

2

出向計画届（スキルアップ計画を含む）
提出・要件の確認※2

3

出向の実施（1か月間～2年間）

4

出向から復帰（賃金上昇）※3

5

支給申請※4
助成金受給※5（最長1年分）

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2 **出向元事業主が出向計画届を作成し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。**

※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。

※4 **出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に出向元事業主が支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。**

※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。



佐賀労働局へご提出ください

（公財）産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース（在籍型出向）のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、24万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

おすすめの利用方法

- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、
全国の労働者の受入れを希望している事業所（出向受入情報※）
の業務の内容を見ることができます。

※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます

※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。

- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、全国47都道府県にあるセンター事務所のうち、御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。

センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！

※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

受入情報の検索はこちら→



公益財団法人 産業雇用安定センター 佐賀事務所

〒840-0816 佐賀市駅南本町6番4号佐賀中央第一生命ビル10階

TEL 0952-22-7163

産業雇用安定助成金



スキルアップ支援コース



雇用維持支援コース



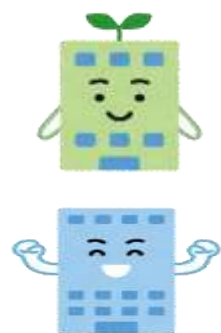
事業再構築支援コース（令和5年4月創設予定）

産業雇用安定助成金・他のコースのご案内



◆雇用維持支援コース（従来からのコース）

新型コロナウイルス感染症の影響により、
事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が
在籍型出向により**雇用維持**を行う



「出向元事業主」

「出向先事業主」

双方に対し助成する制度

産業雇用安定助成金・他のコースのご案内



◆事業再構築支援コース(令和5年度創設予定)

※令和5年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性があります

「**中小企業等事業再構築促進補助金**」^{*注1}の交付決定を受けた
事業主が事業再構築に必要な人材を雇い入れ、
一定額以上の賃金を支払った場合に助成する制度

*注1 「**中小企業等事業再構築促進補助金**」とは

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、
中小企業等の思い切った事業再構築（新分野展開。事業・業種転換、
事業再編など）を支援する中小企業庁の補助金制度

※詳細は中小企業庁のHP等でご確認ください。

事業再構築促進補助金



事業再構築支援コース

-  新たな事業の再構築に必要な人材の雇い入れを支援予定

雇用維持支援コース

-  コロナ禍における雇用維持の取り組みを支援

スキルアップ支援コース

-  人材の育成・活性化を通じた賃上げ促進を推進

○産業雇用安定助成金スキルアップ支援コースの
内容の詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。

産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コース



○計画・申請に関する事項は佐賀労働局まで
お問い合わせください。

佐賀労働局職業対策課 連絡先：0952-32-7173

ご清聴
ありがとうございました

